

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年七月二十九日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第七十号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年三月文京区規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「当該会計年度任用職員」を「会計年度任用職員が、当該職員」に、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

付 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。